

# 山梨県公報

号外第三十四号

平成二十七年

四月三十日

木曜日

## 目次

### 監査委員

○包括外部監査人の監査の結果に関する報告の公表……………一

## 監査委員

### 山梨県監査委員告示第三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十七第五項の規定に基づき、包括外部監査人星野正司から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第二百五十二条の三十八第三項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十七年四月三十日

山梨県監査委員

小野浩

同

中込孝元

山梨県監査委員職務執行者

石井脩徳

同

望月勝

### 包括外部監査結果報告書

平成27年3月27日

山梨県監査委員 殿

包括外部監査人 星野正司

## 第1章 包括外部監査の概要

### 1. 包括外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び山梨県包括外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づき包括外部監査

### II. 選定した特定の事件(テーマ)

山梨県の実施する高齢者福祉関連事業及び少子化対策関連事業に係る事務の執行及び事業の管理について

### III. 事件(テーマ)を選定した理由

総務省が公表した統計(人口推計)によれば、平成25年10月現在の我が国の総人口に占める高齢者(65歳以上)の割合(高齢化率)は25.1%に上昇しており、諸外国と比較しても高い水準にある。また、国立社会保障・人口問題研究所が公表している「日本の将来推計人口(平成24年1月)」によれば、平成72年(2060年)には国民の2.5人に1人が65歳以上の高齢者となる推計が示されている。こうした傾向は、社会保障費の増大による財政の逼迫、労働人口の減少による経済の停滞をもたらすことが危惧される。また、人口構成の変化に伴い、行政サービスに対する住民の要請も変わっていくことと思われる。

前述の総務省人口推計(平成25年10月現在)によると、山梨県の高齢化率は26.5%と全国の平均を上回る状況にあることから、本県においては、高齢化に関して、より高い感度で実態を把握し、効果的・効率的に高齢者福祉の向上を実現していく必要があると考える。

また、厚生労働省が公表した統計(平成25年人口動態統計)によれば、我が国の合計特殊出生率は、平成17年に過去最低の1.26まで落ち込んだ後、平成25年には1.43と前年比微増の傾向を示しているが、欧米諸国と比較すると依然として低い水準にある。平成22年国勢調査の結果では、我が国の総人口は1億2,806万人であったが、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」によれば、合計特殊出生率が1.35で推移した場合、その30年後の平成52年(2040年)には1億728万人に、50年後の平成72年(2060年)には8,674万人にまで減少すると予測されている。日本創成会議の人口減少問題検討分科会は、こうした将来の人口減少を加味して消滅する可能性のある自治体(消滅可能性都市)が多数存在する旨を公表している。

山梨県の合計特殊出生率は1.44であり、全国平均とはほぼ同程度の水準にある。即ち、

少子化問題は、国の問題であるとともに、山梨県においても重要な問題である。

こうした環境も踏まえ、山梨県では、高齢者福祉に関しては、平成24年3月に「健康長寿やまなしプラン」を策定し、当該プランに従って事業を遂行している。また、平成25年度には、関係各部署から構成される少子化対策プロジェクトチームを組成し、具体的な施策を予算に織り込み、平成26年度から当該プロジェクトチームにより取りまとめられた施策が遂行されている。

県には、厳しい財政の中にあっても、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応していくことが期待されている。とりわけ、高齢者福祉関連事業・少子化対策関連事業は、県民の関心が特に大きいところであると考えられることから、今年度における包括外部監査のテーマとして選定した。

IV. 対象部署

- (1) 企画県民部企画課
- (2) 企画県民部県民生活・男女参画課
- (3) 福祉保健部福祉保健総務課
- (4) 福祉保健部福祉保健総務課監査指導室
- (5) 福祉保健部長寿社会課
- (6) 福祉保健部国保支援課
- (7) 福祉保健部子育て支援課
- (8) 福祉保健部健康増進課
- (9) 産業労働部労政雇用課
- (10) 県土整備部都市計画課
- (11) 県土整備部建築住宅課

V. 対象期間

原則として平成25年度とし、必要に応じて平成24年度以前も対象とした。

VI. 監査の方法

1. 重点及び着眼点

- (1) 高齢化・少子化に関し、山梨県の実態把握が十分になされているか
- (2) 高齢者福祉関連事業及び少子化対策関連事業が山梨県の実態に即して立案・計画・実施・モニタリングされているか

- (3) 高齢者福祉関連事業及び少子化対策関連事業に関する契約の管理、関連施設・関連公有財産の管理、各種事務手続などの、経済性、効率性、有効性、法令等への準拠性に問題はないか

2. 主な監査手続

- (1) 諸規程、県作成各種資料の閲覧
- (2) 関係者(担当職員等)への質問
- (3) 管理資料の閲覧と内容検討
- (4) 施設の視察
- (5) その他必要と認められた手続

VII. 実施期間

平成26年7月29日から平成27年3月20日まで

VIII. 従事者

1. 包括外部監査人

公認会計士 星野 正司

2. 包括外部監査人補助者

公認会計士 加藤 暢一	公認会計士 島山 正一
公認会計士 天野 清彦	公認情報システム監査人 小郷 真紀子
公認会計士 平賀 孝	公認会計士 川崎 勲
公認会計士 深沢 英貴	公認会計士 木住野由美子
公認会計士 樋川 初美	一級建築士 望月 伸一
公認会計士 萩野 真司	

IX. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、県と包括外部監査人及び補助者との間には、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。



(2) 高齢化に関連する状況

日本の総人口は、平成25年10月1日現在、1億2,730万人であり、平成23年から連続して減少傾向にある。しかしながら、65歳以上の高齢者の人口は上昇を続け、過去最高の3,190万人（高齢化率25.1%）となった。

また、高齢者のうち「65歳～74歳」の人口は1,630万人（前年同期は1,560万人）と総人口の12.8%を構成し、引き続き上昇を続けている。これはいわゆる団塊の世代の年齢が65歳以上に達しているためである。また、その他の要因としては、医療の進歩による平均寿命の変化が考えられる。現在の日本の平均寿命は、男性が79.94歳、女性が86.46歳と伸び続けている状況にある。国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」によれば、平均寿命は今後も引き続き上昇を続け、平成72年には、男性84.19歳、女性90.93歳となり、女性の平均寿命は90歳を超えることが見込まれている。

図表 I-1 (2) ① 高齢化の現状

人口	平成25年10月1日		平成24年10月1日	
	総数	性比	総数	性比
総人口	127,300	94.7	127,752	94.7
高齢者人口(65歳以上)	3,180	1,820	3,079	1,818
65～74歳人口	1,630	772	1,560	738
75歳以上人口	1,560	598	1,519	590
生産年齢人口(15～64歳)	7,901	3,981	8,018	4,088
年少人口(0～14歳)	1,639	1,016	1,655	1,015
総人口	100.0	100.0	100.0	100.0
高齢者人口(高齢化率)	25.1	22.1	24.1	21.2
65～74歳人口	12.8	12.5	12.2	11.9
75歳以上人口	12.3	9.7	11.9	9.4
生産年齢人口	62.1	64.3	62.9	65.1
年少人口	12.9	13.6	13.0	13.7

単位：万人(人口)、% (構成比)  
 注：総人口は「人口推計」(平成25年10月1日現在) (注)「性比」は、女性人口100人に対する男性人口

(出典：「平成26年度版 高齢社会白書」(内閣府) より抜粋)

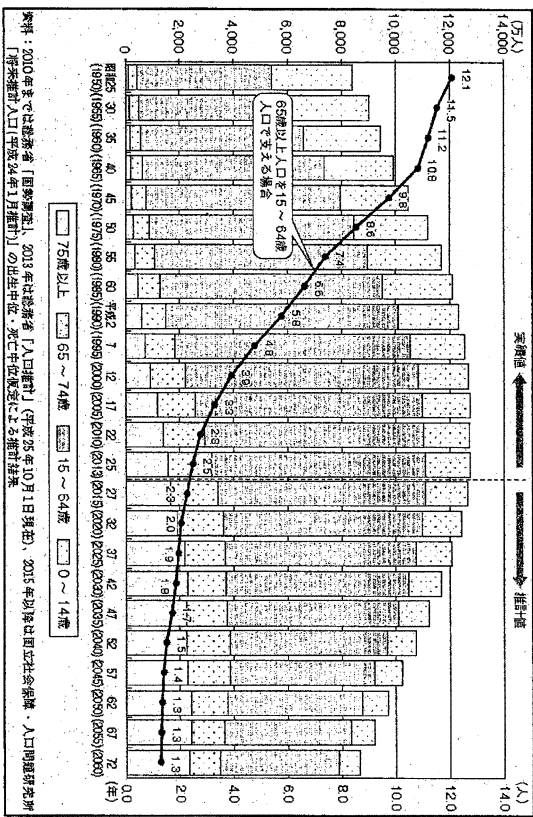
国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」によれば、高齢者の人口は今後、団塊の世代が65歳以上となる平成27年には3,395万人となり、団塊の世代が75歳以上となる平成37年には3,657万人に達すると見込まれている。総人口が減少していく中で高齢者が増加を続けるため、高齢化率も上昇することになる。

下記の図表 I-1 (2) ②の「65歳以上人口を15～64歳人口で支える場合」を示

したグラフを見ると、昭和25年には1人の高齢者に対して現役世代(15～64歳の者)12.1人であったのに対して、平成27年には高齢者1人に対して現役世代2.3人となる見込みである。さらに今後も高齢化率は上昇を続け、現役世代の割合は低下し、平成72年には、1人の高齢者に対して現役世代1.3人という比率になることが予想されている。

このような状況であるため、行政は過去の施策展開にとらわれず、高齢化が急速に進行することを前提として、新たな視点、新たな手法で、様々な行政課題に取り組むことが必要と考える。そうした取り組みにおいては、現役世代の負担にも配慮し、世代間の不公平をできる限り生じさせないような進め方が期待される。

図表 I-1 (2) ② 高齢世代人口の比率



(出典：「平成26年度版 高齢社会白書」(内閣府) より抜粋)

(3) 少子化に関連する状況

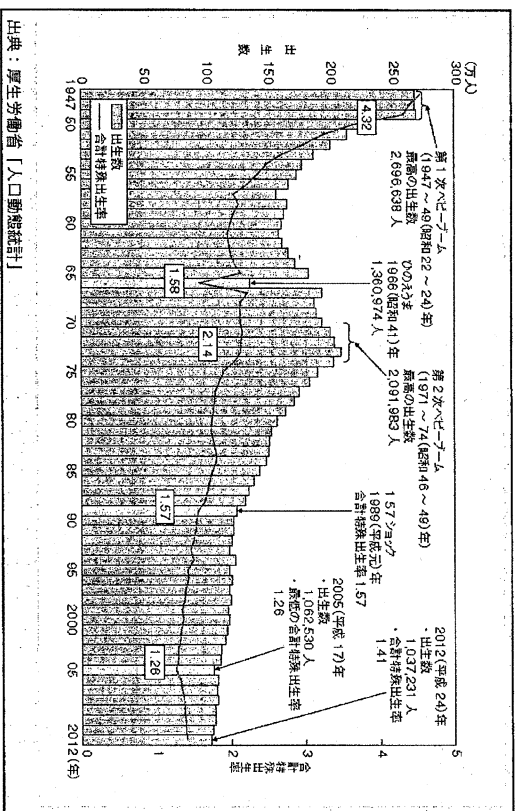
日本の年間の出生数は、第1次ベビーブーム期には270万人、第2次ベビーブーム期には200万人であったが、昭和50年に200万人を割り込み、昭和59年には150万人を割り込んだ。平成3年以降は増加と減少を繰り返しながら、緩やかな減少傾向となっている。平成24年の出生数は103万7,231人と前年の105万806人より1万3,575人減少した。

合計特殊出生率(注1)は、第1次ベビーブーム期(昭和22年～昭和24年)には4.3を超えていたが、昭和25年以降急激に低下した。その後、第2次ベビーブーム期(昭和46年～昭和49年)を含め、ほぼ2.1台で推移していたが、昭和50年に2.0を下回ってから再び低下傾向となった。平成元年には、それまで最低であった昭和41年の数値を下回る1.57を記録し、さらに平成17年には過去最低である1.26まで落ち込んだ。

なお、平成24年は1.41(前年比0.02ポイント上昇)となっており微増ではあるものの、欧米諸国と比較するとなお低い水準にとどまっている。

(注1) 合計特殊出生率は、「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

図表1-1 (3) ① 出生数及び合計特殊出生率の年次推移

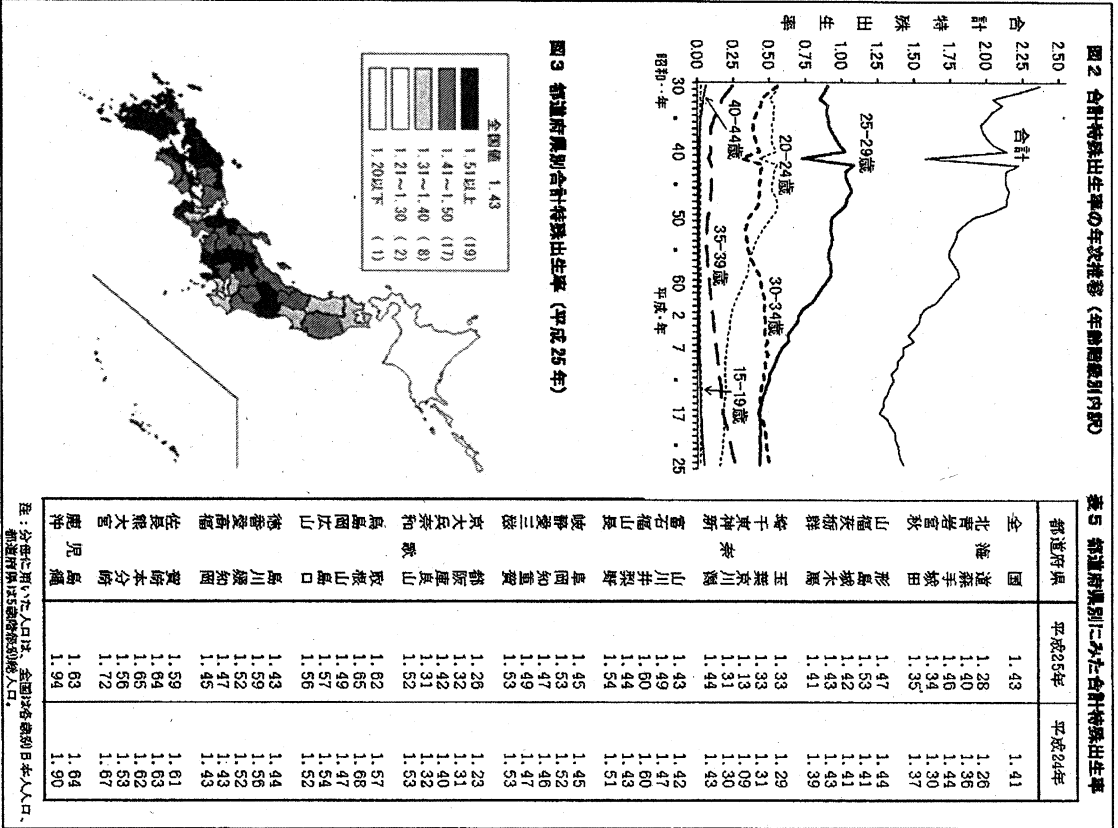


(出典：「平成26年度版 少子化社会対策白書」(内閣府)より抜粋)

厚生労働省が開示した「平成25年(2013)人口動態統計の年間推計」によると平成25年の全国の合計特殊出生率は1.43であるが、47都道府県別の状況を見ると、これを上回るのは30県、下回るのは14都道府県であった。この中で合計特殊出生率が最も高いのは沖縄県(1.94)であり、以下、宮崎県(1.72)、熊本県及び鳥取県(1.65)、長崎県(1.64)の順となっている。最も低いのは、東京都(1.13)であり、以下、京都府(1.26)、北海道(1.28)、神奈川県(1.31)の順となっている。

平成24年と平成25年を比較すると、全国の合計特殊出生率は前年比0.02ポイントの上昇となり85都道府県が上昇している。その上昇幅が特に大きかったのは、福島県(0.12ポイント)、鳥取県、宮崎県(0.05ポイント)であった。山梨県の合計特殊出生率は1.44(前年度比0.01のプラス)であり、全国的には中位に位置している。

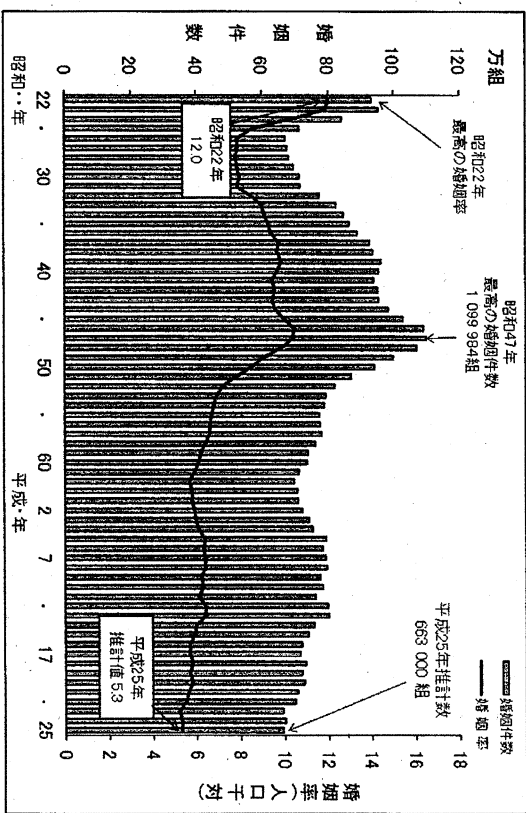
図表 I-1 (3) ② 都道府県別合計特殊出生率 (2013年)



(出典：「平成25年 人口動態統計月報年計(概数)の概況」(厚生労働省)より抜粋)

出生率の低下は、未婚化・非婚化・晩婚化・晩産化の進行も大きく影響している。まず、日本の婚姻件数は、第1次ベビーブーム世代が25歳前後の年齢を迎えた昭和45年から昭和49年にかけて年間100万人組を超え、婚姻率もおおむね10.0以上であった。その後は、婚姻件数、婚姻率ともに低下傾向となり、昭和53年以降、平成22年までは、年間70万人程度で増減を繰り返し、平成23年には661,895組と過去最低となった。その後、平成24年、平成25年は、概ね同水準の婚姻件数で推移している。婚姻率は5.3前後であり、昭和40年代後後半と比べると半分近くの水準となっている。

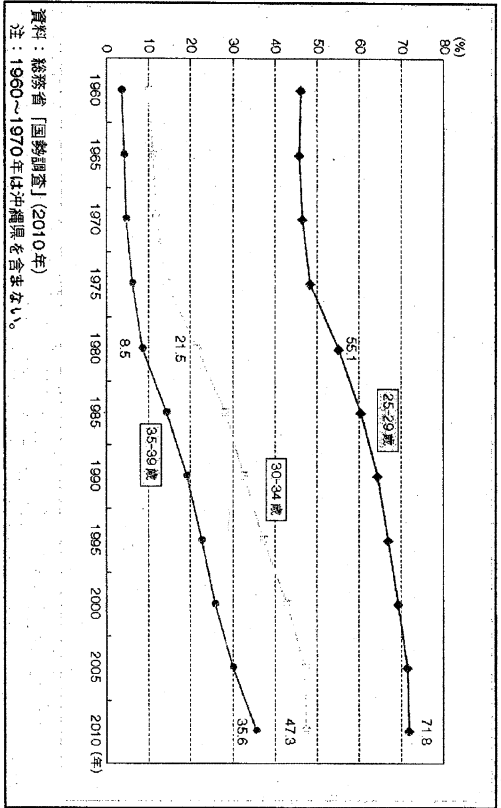
図表 I-1 (3) ③ 婚姻件数及び婚姻率の年次推移



(出典：「平成25年(2013)人口動態統計の年間推計」(厚生労働省)より抜粋)

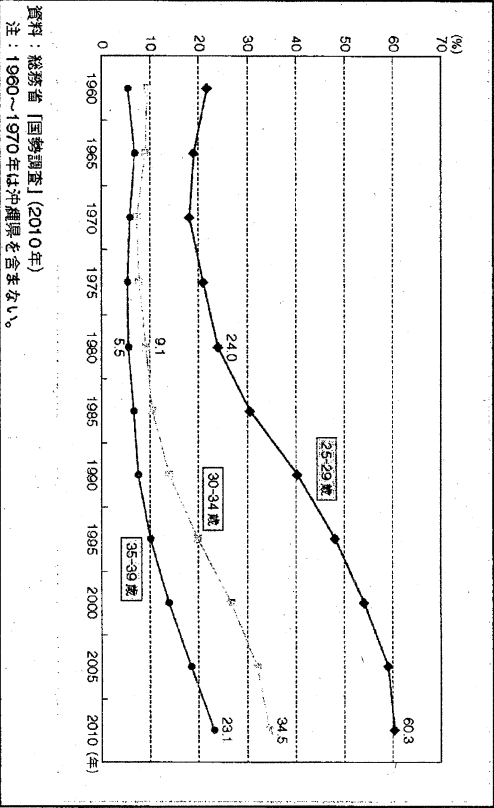
また、平成22年の総務省「国勢調査」によると、25~39歳の未婚率は男女ともに引き続き上昇している。男性では、25~29歳で71.8%、30~34歳で47.3%、35~39歳で35.6%、女性では、25~29歳で60.3%、30~34歳で34.5%、35~39歳で23.1%となっている。さらに生涯未婚率を30年前と比較すると、男性は2.6% (昭和55年) から20.1% (平成22年)、女性は4.5% (昭和55年) から10.6% (平成22年)へ上昇している。

図表 I-1 (3) ④ 年齢別未婚率の推移 (男性)



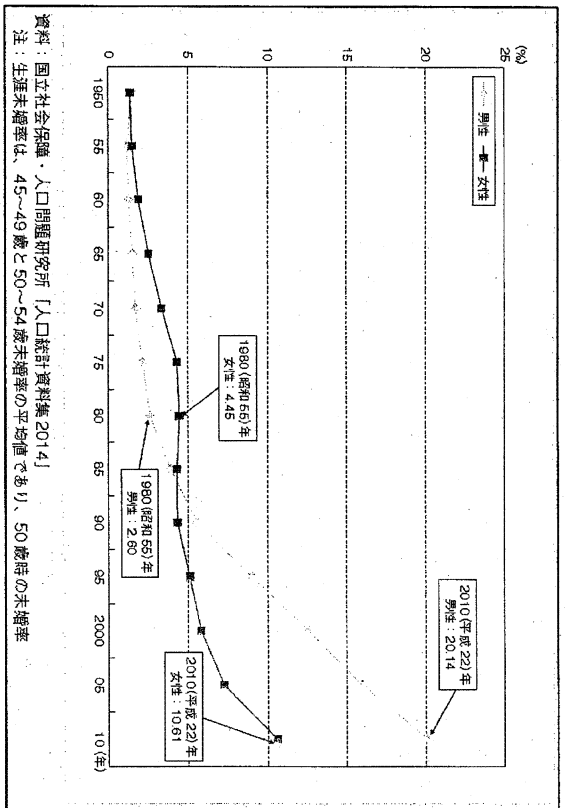
(出典：「平成 26 年度版 少子化社会対策白書」(内閣府) より抜粋)

図表 I-1 (3) ⑤ 年齢別未婚率の推移 (女性)



(出典：「平成 26 年度版 少子化社会対策白書」(内閣府) より抜粋)

図表 I-1 (3) ⑥ 生涯未婚率の年次推移

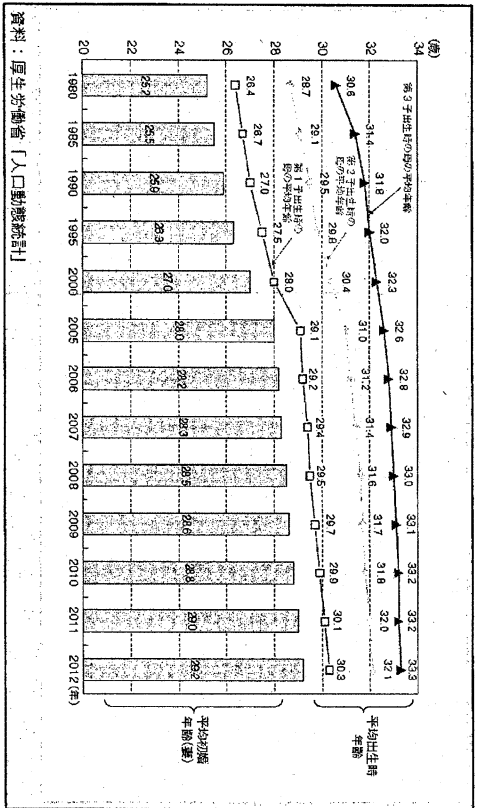


(出典：「平成 26 年度版 少子化社会対策白書」(内閣府) より抜粋)

平成 26 年度版少子化社会対策白書によれば、日本人の平成 24 年の平均初婚年齢は、夫が 30.8 歳、妻が 29.2 歳である。昭和 55 年の平均初婚年齢が夫が 27.8 歳、妻が 25.2 歳であったことと比較すると、ほぼ 30 年間で、夫は 3.0 歳、妻は 4.0 歳、平均初婚年齢が上昇している。即ち、晩婚化が進行している。

さらに、母親の平均出生時年齢の推移をみると、昭和 55 年から引き続き高齢化が進行している。

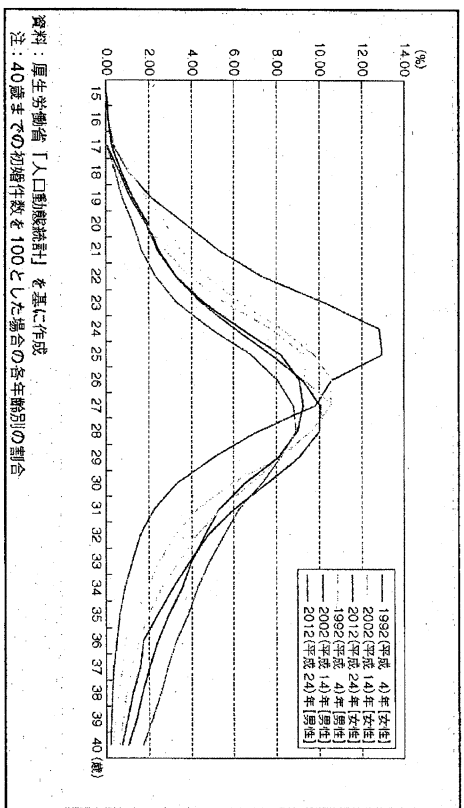
図表 I-1 (3) ㉞ 平均初婚年齢と母親の平均出生時年齢の年次推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」  
(出典：「平成 26 年度版 少子化社会対策白書」(内閣府) より抜粋)

また、初婚の年齢別婚姻件数の構成割合を平成 4 年から 10 年ごとに見ると、男性は平成 4 年から平成 14 年までに大幅な変化はないが平成 24 年にピーク年齢が上昇している。女性は平成 4 年、平成 14 年ともにピーク年齢が上昇するとともに、そのピーク年齢における婚姻割合は低下している。また、夫婦ともに高い年齢の割合が増加している。

図表 I-1 (3) ㉟ 初婚年齢別婚姻件数の割合



資料：厚生労働省「人口動態統計」を基に作成  
注：4.0 歳までの初婚件数を 100 とした場合の各年齢別の割合  
(出典：「平成 26 年度版 少子化社会対策白書」(内閣府) より抜粋)

このような少子化傾向は、直ちに改善されるものではない。行政施策として、少子化に歯止めをかけるべく、女性が安心して育児を行うことが出来るよう、さらなる体制整備、支援を意識した展開が期待される。



(4) 国の取り組み (主な施策)

前述のとおり、我が国においては、高齢化・少子化が進行している。こうした状況を踏まえ、国は、高齢者福祉・少子化対策として様々な施策を講じている。

① 高齢者福祉に関連する施策について

高齢者福祉は、高齢者が生きがいを持ち、健康で安心した生活を送れるよう社会全体で支えていくことを目的に昭和38年制定の「老人福祉法」に基づき発展を遂げ、福祉施設の整備や在宅福祉施策の充実が図られていった。その後、急速な高齢化の進展や核家族化による家族の介護機能の低下により、高齢者の介護が大きな問題として注目を浴び、高齢者介護を社会全体として支える仕組みとして平成9年に介護保険法が制定され、それら法令に基づき現在も高齢者を取り巻く問題に対し、多方面からの施策が実施されている。

以下、高齢者福祉に関連する国の主な施策について記載する。

ア. 平成28年介護保険法改正について

■施策の目的

厚生労働省発表の「介護保険事業状況報告 月報」によると、要介護(要支援)認定者数は、介護保険制度が施行された平成12年には218万人に達していたが、その後も継続して増加しており、平成26年には601万人にまで増加している。

こうした増加傾向を踏まえ、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営めるよう「地域包括ケアシステム」の推進を図り、切れ目ない生活支援サービスの提供を実現することを目的として、介護保険法が改正された。

■施策の内容

平成28年の介護保険法の主な改正点は以下の通りである。

1. 医療と介護の連携の強化等  
(地域包括ケアの推進、24時間対応の定期巡回・随時対応サービスや複合型サービスの創設など)
2. 介護人材の確保とサービスの質の向上  
(介護福祉士等による療の吸引等が実施可能な仕組みの導入、介護事業所における労働法規の遵守徹底など)

3. 高齢者の住まいの整備等

(有料老人ホーム等における前払金の返還に関する利用者保護規定の追加など)

4. 認知症対策の推進

(市町村における高齢者の権利擁護の推進など)

5. 保険者による主体的な取組の推進

(地域密着型サービス等における市町村の独自報割設定権の拡大など)

6. 保険料の上昇の緩和

(都道府県の財政安定化基金の余裕分を介護保険料の上昇の緩和等に活用可能な仕組みの導入など)

イ. 介護保険法改正による介護サービス情報公表制度の創設

■施策の目的

介護サービスに関する必要な情報の開示を義務化することにより、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に介護サービスを利用する機会を確保することを目的として、介護サービス情報公表制度が創設された。平成18年にスタートした制度であり、平成24年に都道府県の負担軽減、利用者の利便性向上などを目的に見直しが行われた。

■施策の内容

介護サービス情報公表制度は、介護サービスの利用者が介護サービスの内容や事業所・施設を比較・検討して適切に選択するための情報を都道府県が提供するものである。「介護サービス情報公表システム」を使用することで、インターネットで容易に情報収集することができる。

(以下、介護保険法 第十節 介護サービス情報の公表 第115条35 抜粋)

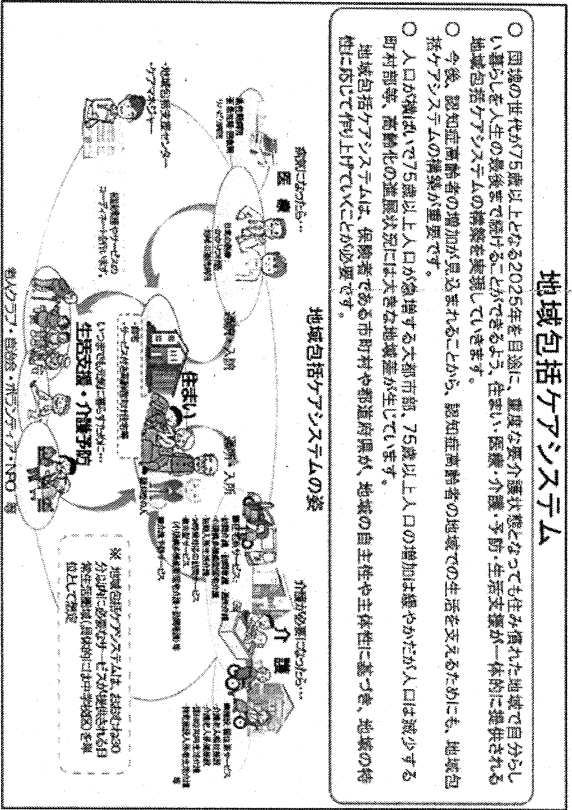
(介護サービス情報の報告及び公表)

第百十五條の三十五

介護サービス事業者は、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者の指定又は介護老人保健施設の許可を受け、訪問介護、訪問入浴介護その他の厚生労働省令で定めるサービス(以下「介護サービス」という。)の提供を開始しようとするときその



図表 I-1 (4) ① (ウ) 地域包括ケアシステムの概要



(出典：「平成 25 年 3 月 地域包括ケア研究会報告書」より抜粋)

エ. 地域づくりによる介護予防推進支援事業

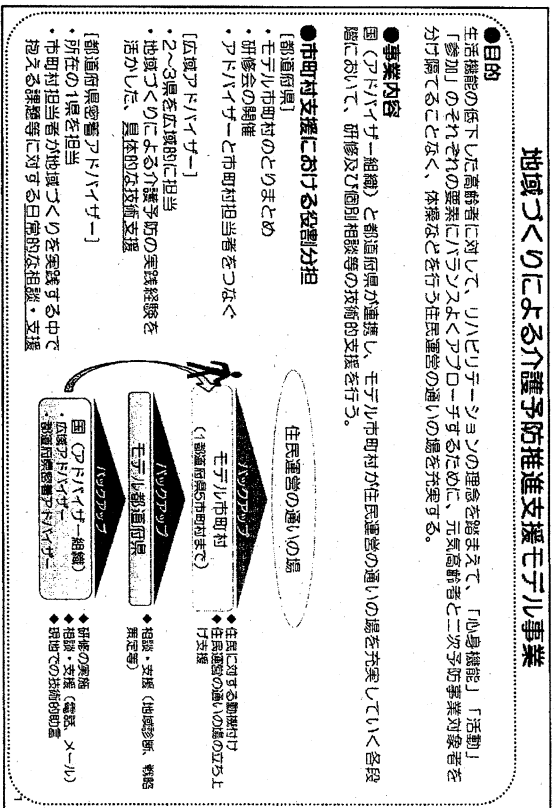
■ 施策の目的

「地域づくりによる介護予防推進支援事業」は、生活機能の低下した高齢者に対して、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよくアプローチするために、体操などを行う住民運営の通いの場を充実させることを目的として、平成 26 年度から実施されている事業である。

■ 施策の内容

国、都道府県、市町村が連携し、それぞれの役割を果たしながら、目的の実現を目指すものである。モデル市町村が取り組みを進めていく過程で、研修や、個別相談等の技術的支援が行われる。

図表 I-1 (4) ① (エ) 地域づくりによる介護予防推進支援事業の概要



(出典：「地域づくりによる介護予防推進支援事業の概要」(厚生労働省)より抜粋)

オ. 介護職員研修の一本化

■ 施策の目的

介護保険制度創設後、介護職員数は大幅に増大してはいるものの、高齢化の進展により平成 37 年には介護職員は現在の 1.5 倍（約 237～249 万人）必要とされている。そのため、介護人材の定着を目的として、それまでに存在していた複数の研修・資格を平成 25 年 4 月に一本化し、介護人材のキャリアパスをわかりやすく整理した。

■ 施策の内容

訪問介護員（ホームヘルパー）養成研修や介護職員基礎研修、介護福祉士など、介護分野に関して、存在していた様々な研修を「介護職員初任者研修」に一本化した。介護職員初任者研修は、今後訪問介護事業に従事しようとする者、若しくは在宅・施設を問わず最低限の知識・技術とそれらを適用する際の考え方のプロセスとして身につけ、職場の上司の指示を受けながら基本的な介護業務を実践できるようにすることを目的



■施策の内容

平成 26 年度の認知症対策等総合支援事業は、以下の 9 事業から構成されている。

- (1) 認知症対応型サームス事業管理者等養成事業
- (2) 認知症地域医療支援事業
- (3) 認知症介護研究・研修センター運営事業
- (4) 認知症施策普及・相談・支援事業
- (5) 都道府県認知症施策推進事業
- (6) 高齢者権利擁護等推進事業
- (7) 市民後見推進事業
- (8) 若年性認知症施策総合推進事業
- (9) 認知症疾患医療センター運営事業

② 少子化対策に関連する施策について

平成 2 年の「1.57 ショック」を契機に、政府は、仕事と子育ての両立支援など子どもを生き育てやすい環境づくりに向けて対策・検討を始め、平成 6 年 12 月に「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」(エンゼルプラン)を策定し、平成 11 年に「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」(新エンゼルプラン)を策定した。

その後、平成 14 年において、少子化の進行が我が国の社会経済全体に予測した以上に急速な構造的変化をもたらすと判断し、少子化の流れを止めるべく、従来の取り組みに加え、もう一段の少子化対策を講じるものとして、「少子化対策アクション」を設定した。

また、平成 15 年には、地域や家庭の子育て力の低下に対応して、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から、地方公共団体及び企業の集中的・計画的な取り組みを促進するため、「次世代育成支援対策推進法」が制定された。さらに同年には、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進するため、「少子化社会対策基本法」が制定された。こうした法整備を受け、「少子化社会対策大綱」、「子ども・子育てビジョン」などが閣議決定されるなど、様々な取り組みが行われてきた。

近年の取り組みとしては、「施設型給付」及び「地域型保育給付」の創設、認定こども園制度の改善、地域の子ども・子育て支援の充実を目的とした「子ども・子育て関連 3 法」(①子ども・子育て支援法、②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、③子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)の公布などがなされている。

以下、少子化対策に関連する国の主な施策について記載する。

ア. 「少子化対策アクション」

■施策の目的

「夫婦出生力の低下」という新たな現象を踏まえ、少子化の流れを変えるため、少子化対策推進基本方針の下で、もう一段の少子化対策を推進することを目的に、平成 14 年 9 月に総合少子化対策として「少子化対策アクション」が公表された。「子育てと仕事の両立支援」が中心であった従前の対策に加え、「男性を含めた働き方の見直し」など 4 つの柱に沿った対策を総合的かつ計画的に推進することが示されている。



して機能するようにすること。

六. 子どもの権利条約の趣旨を踏まえ、児童福祉法の理念及び在り方について早急に検討し、その結果を踏まえて必要な措置を講ずるとともに、施策の実施に当たっては、児童の最善の利益を考慮した取扱いが図られるよう努めること。

七. 男女労働者がともに職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするため、ILO第百五十六号条約の趣旨を踏まえ、職場における固定的な役割分担意識や職場優先の企業風土の是正に向けた労使の努力を促すよう努めること。

八. 次世代育成支援対策に対処するための施策を総合的に推進するため、各般にわたる制度の充実、必要な予算の確保等に努めること。

ウ. 次世代育成支援推進に係る「行動計画策定指針」

■施策の目的

平成 15 年 7 月に、地方公共団体及び企業における 10 年間の集中的・計画的な次世代育成支援対策に関する取り組みを促進するための「次世代育成支援対策推進法」が成立した。同法の定めに従い、市町村、都道府県、一般事業者等は、次世代育成支援対策に関する行動計画の策定が求められている。当該行動計画を策定する際の指針として、「行動計画策定指針」が定められている。

■施策の内容

次世代育成支援対策の実施に関し、基本理念を明確にしたうえで、市町村・都道府県、一般事業主それぞれに、計画策定に関する基本的な事項（視点、計画期間、体制等）、計画すべき内容を示している。  
具体的には、「行動計画策定指針（概要）」（厚生労働省）に以下の通りに記されている。

<基本理念>

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行わなければならない。

<市町村行動計画及び都道府県行動計画の内容に関する事項>

- 1. 地域における子育ての支援
- 2. 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

4. 子育てを支援する生活環境の整備

5. 職場生活と家庭生活との両立の推進

6. 子ども等の安全の確保

7. 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

エ. 次世代育成支援対策推進法等の一部改正（平成 26 年）

■施策の目的

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るため、職場・地域における子育てしやすい環境の整備をより一層進めることを目的として、平成 26 年に次世代育成支援対策推進法が改正された。

■施策の内容

主な改正点は、以下の通りである。

・次世代育成支援対策推進法の一部改正

①法律の有効期限の延長

平成 37 年 3 月 31 日まで 10 年間延長

②新たな認定（特例認定）制度の創設

一般事業主行動計画の策定・届出義務に代えて、当該次世代育成支援対策の実施状況の公表を義務付ける等の特例制度を創設

・母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法の一部改正

①母子家庭等に対する支援の拡充

都道府県等による支援措置の積極的・計画的な実施、関係機関の連携等に係る規定の整備、高等職業訓練促進給付金等の公課禁止

②父子家庭に対する支援の拡充

父子福祉資金制度の創設

③児童扶養手当と年金の併給調整の見直し

公的年金給付等の受給者等に対する児童扶養手当の一部支給

(以下、「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等」の一部を改正する法律案)に対する附帯決議 平成 26 年 3 月 26 日 抜粋)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一. 非正規雇用で働く女性の就業継続を促進するため、一般事業主行動計画策定において非正規労働者も取組の対象であることを明確にするとともに、事業主に対し相談・指導・支援に努めること。
- 二. 男性の育児休業取得率を上げるため、数値目標の達成に向けた取組を促進するなど、事業主に対し相談・指導・支援に努めること。また、育児休業を取得しやすい職場環境の整備に有効な措置を講ずること。
- 三. 男女ともに仕事と育児の両立を図ることができるよう、労働時間短縮対策のために有効な措置を講ずること。
- 四. 女性の活躍促進にかかる取組を促すため、キャリアアップ支援やボジティブ・アクション等の施策の導入など、実効ある措置を講ずること。
- 五. ILO 第 156 号条約の定める趣旨を踏まえ、家族的責任を有する男女労働者が差別を受けることなく、機会及び待遇の均等を図ることができるようにとともに、できる限り家族的責任と職業上の責任の両立に必要な措置を講ずることと併せ、事業主に対する相談・指導・支援に努めること。

オ. 子ども・子育て関連 3 法の制定 (平成 24 年 8 月)

■施策の目的

子どもや子育てをめぐる環境の変化、核家族化や地域のつながりの希薄化、多くの待機児童が生じている事等、仕事と子育てでの両立に係る環境整備の不十分性などの課題に対処し、子どもが欲しいという希望の実現、子育てのしやすい環境設計につき、国や地域を挙げて支援する新しい仕組みの構築を目的として、「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法」、「就業推進に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の 3 つの法律が平成 24 年 8 月に制定された。

■施策の内容

当該施策の主なポイントは以下の 3 点である。

- ① 「施設型給付」及び「地域型保育給付」の創設  
財政支援の一本化や財政支援対象の拡大
- ② 認定こども園制度の改善

「幼保連携型認定こども園」の、認可や指導監督等の一本化  
 ③ 地域の子ども・子育て支援の充実  
 放課後児童クラブなど、市町村が行う事業の位置づけ及び財政支援の強化

図表 I-1 (4) ② (オ) 3 法の趣旨と主なポイント

◆3 法の趣旨  
 自公民 3 党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

◆主なポイント  
 ○認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付 (施設型給付) 及び小規模保育等への給付 (地域型保育給付) の創設  
 \* 地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応

○認定こども園制度の改善 (幼保連携型認定こども園の改善等)  
 ・ 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ  
 ・ 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進  
 ・ 幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ  
 ・ 認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

○地域の実情に応じた子ども・子育て支援 (利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」) の充実

(出典: 「平成 26 年度版 少子化社会対策白書」(内閣府) より抜粋)

カ. 地域子育て支援拠点事業の拡充

■施策の目的

「地域子育て支援拠点事業」は、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、全ての子育て家庭を地域で支えることを目的とした事業である。事業開始から 5 年経過し事業実施形態が多様化してきていること、平成 24 年に「子ども・子育て支援法」が制定されたこと等を踏まえ、平成 25 年に事業の更なる拡充が図られた。

■施策の内容

「子ども・子育て支援法」により、子育て家庭が、子育て支援の給付や適切な事業の選択ができるよう、地域の身近な立場から情報の集約・提供を行う「利用者支援」が法定された。こうした状況を踏まえ、次の 2 点が実施された。





③ 人口減少対策に関連する施策について

人口減少対策は、高齢者福祉、少子化対策に密接に関連すると考え、参考として関連する国の施策を紹介する。

ア. まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」と「総合戦略」

■施策の目的

まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」と「総合戦略」は、いずれも平成26年12月に閣議決定されたものである。

「長期ビジョン」は、現在の日本の人口問題に関して正確な情報を提供し、国民との認識の共有を図ること、及び将来の展望（平成72年に1億人程度の人口を確保）を提示することを目的としている。

「総合戦略」は、前述の「長期ビジョン」を踏まえて今後5か年の目標や施策の基本的方向、及び具体的な施策を提示することを目的としている。

■施策の内容

「長期ビジョン」は、人口減少時代の到来という『人口問題に対する基本認識』と、それを踏まえた『今後の基本的な視点』を整理したうえで、『目指すべき将来の方向』として活力ある日本社会の維持を掲げ、『地方創生がもたらす日本社会の姿』として地方と東京圏がそれぞれの強みを活かして日本全体を牽引していくというビジョンを示している。

「総合戦略」は、『基本的な考え方』として、①人口減少と地域経済縮小の克服、②まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立の2点を明確にし、それに向けた『政策の企画・実行に当たっての基本方針』として、政策5原則（自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視）に基づき施策展開していくこと、国と地方の取組体制とPDCAを整備し取り組みを検証・改善する仕組みを確立することの2点を掲げている。そのうえで、『今後の施策の方向』を示す4つの基本目標を定めている。

図表1-1(4) ③ア 「長期ビジョン」及び「総合戦略」の概要

長期ビジョン	
人口問題に対する基本認識	「人口減少時代」の到来
今後の基本的視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○3つの基本的視点 ①「東京一極集中」の修正 ②若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現 ③地域の特徴に即した地域課題の解決</li> <li>○国民の希望の実現に全力を注ぐことが重要</li> </ul>
目指すべき将来の方向	将来にわたって「活力ある日本社会」を維持する <ul style="list-style-type: none"> <li>○若い世代の希望の実現を促し、出生率を上昇させる。</li> <li>○人口減少に歯止めをかける。2060年に1億人程度の人口を確保される。</li> <li>○人口減少に歯止めをかける。2060年に1億人程度の人口を確保される。</li> </ul>
地方創生がもたらす日本社会の姿	地方創生が実現すれば、地方が先行して発展。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○地方創生が実現すれば、地方が先行して発展。</li> <li>○東京圏は、世界に開かれた「国際都市」への発展を目指す。</li> </ul> 地方創生は、日本の創生であり、地方と東京圏がそれぞれの強みを活かし、日本全体を引っ張っていく

総合戦略

基本的な考え方

- ①人口減少と地域経済縮小の克服
  - ②まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立
- 「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び、好循環を創出し、活力ある日本社会の維持を掲げ、地方と東京圏がそれぞれの強みを活かして日本全体を牽引していくというビジョンを示している。

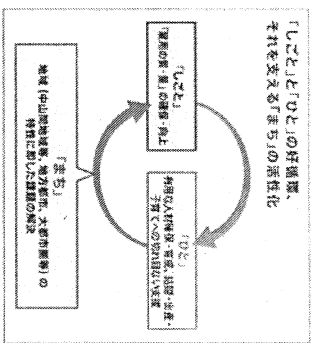
政策の企画・実行に当たっての基本方針

- ①政策5原則
  - 政策的効果（経済効果、雇用効果、社会的効果、環境効果）を最大化する。
  - 取組体制（国・県・市町村、関係機関）に合わせた取組体制。
- ②国と地方の取組体制とPDCAの整備
- ③国と地方は国・県・市町村と連携し、5か年の戦略を策定・実行する体制を整え、アワード・評価・表彰制度と連携し、取組を推進する。

今後の施策の方向

- 基本目標① 地方における安定した雇用を創出する
- 基本目標② 時代に応じた地域をつくり、安心な暮らしを促すとともに、地域と地域を連携する

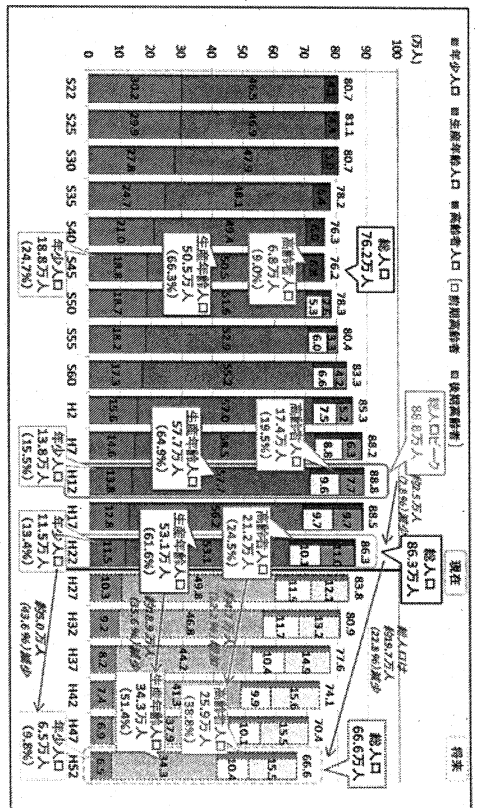
国家戦略特区・社会保障制度・税制・地方財政等



(出典：まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」「総合戦略」(内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部事務局)より抜粋)



図表 I-2 (1) 山梨県の年齢階層別人口推移



(資料：平成 22 年以前国勢調査、平成 27 年以降国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口」(平成 25 年 3 月推計))

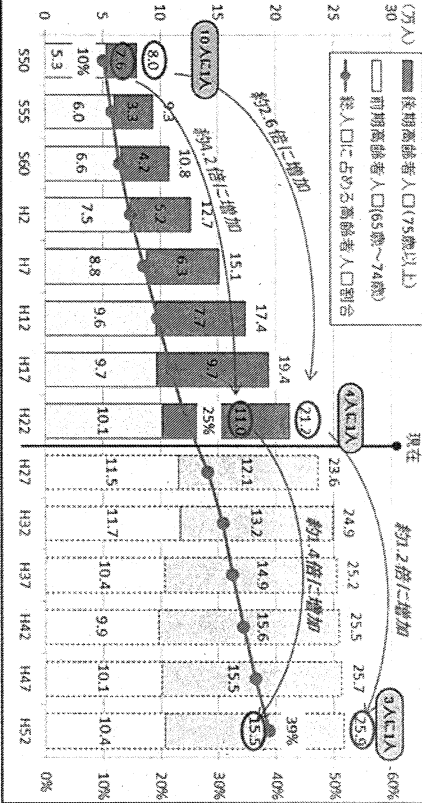
(2) 山梨県の高齢化に関連する状況

① 県の高齢者人口の推移

高齢者人口の推移について、より詳細にみていくと、図表 I-2 (2) ①のとおり、昭和 50 年から現在に至るまで年々増加傾向にあり、昭和 50 年から平成 22 年の 35 年間で、8.0 万人から、13.2 万人増加し、約 2.6 倍の 21.2 万人となっている。平成 32 年以降は増加が緩やかになり、平成 52 年には、約 2.6 倍の 21.2 万人となり、平成 22 年の約 1.2 倍の 25.9 万人になることが見込まれている。総人口に占める高齢者人口の割合も、それに伴って増加の傾向にあり、昭和 50 年には県民 10 人に 1 人が高齢者であったが、平成 22 年には県民 4 人に 1 人となり、平成 52 年には県民 3 人に 1 人が高齢者となることが見込まれる。

高齢者のうち、特に増加しているのは 75 歳以上の後期高齢者であり、昭和 50 年の 2.6 万人から 8.4 万人増加し、平成 22 年に約 4.2 倍の人数である 11.0 万人となっている。今後とも増加は続き、平成 52 年には平成 22 年の約 1.4 倍の人数である 15.5 万人まで増加することが見込まれている。

図表 I-2 (2) ① 山梨県の高齢者人口の推移



(資料：平成 22 年以前国勢調査、平成 27 年以降国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口」(平成 25 年 3 月推計))